

建築物の法的保護 (知的財産関係)

弁護士 若竹 宏論

弊所の事務所報にて、近所の建築物についての記事を書いた¹。令和元年意匠法改正により、建築物が意匠法の保護対象に含まれたこともあるので、本稿では、知的財産法周りによる建築物の法的保護について簡単に整理してみたい。

第1 建築物の法的保護

1 著作権法による保護

(1) 著作物性

建築物は、著作権法上、建築の著作物(著作権法10条1項5号)か美術の著作物(同法10条1項4号)として保護を受ける可能性がある。

建築の著作物とは建造物(あるいは工作物)によって思想・感情を表現したもののうち、著作物性の要件を満たしたものをいう²。美術性、鑑賞性のある建築物であれば、この要件を充足する。東京タワーなどが建築の著作物の例として挙げられる³。

住宅のような実用性を備えた一般的な建築物は、必ずしも美術性、鑑賞性を備えているわけではない。しかし、このような建築物についても、(当職が事務所報で書いたように)美的鑑賞の対象になり得るものもあり、特に、近年は、デザイン性を重視した建築物は少なくなく、建築家による工夫が随所に凝らされている。そのため、一般的な建築物についても建築の著作物として認められる可能性はある。しかし、住宅など実用性のある建築物の著作権法上の保護については、いわゆる応用美術⁴と同様に、建築物としての用途・機能と実質的に無関係にその美的表現を鑑賞させるために表現されたものに限って、著作物としての保護が認められるべきと考えられており⁵、通常の著作物よりも高度な創作性が要求されている。これは、建築物について、著作権法の緩やかな要件の下で著作者人格権や著作権の保護を認めることは、建築物の開発や利用を過度に制約するおそれがあるためである^{6,7}。このように、建築物に著作物性が認められるためのハードルは高く、著作

権法による保護は受けにくいですが、下記のとおり、令和元年意匠法改正により、建築物についての意匠登録が可能になっている。

なお、美的鑑賞性を備えた建築の著作物は、美術の著作物にも該当し得るため、美術の著作物との区別が問題になる。この区別は、居住等の実用目的のために著作権法上の特別の効果(下記(2)参照)を及ぼすことが妥当か否かという観点から判断される⁸。

(2) 建築の著作物に特有の規定

建築の著作物は、建築物として完成している必要はなく、建築物の外観が図面に描写され、その図面から、建築物の外観の美的形象が感得できれば、保護される。建築の著作物は、有体物としての建築物自体ではなく、建築物の外観に具現された美的形象をいうからである⁹。そのため、建築物自体が完成していない状態でも、その設計図に基づき、第三者が当該建築物を無許諾で完成させた場合には、当該建築の著作物を複製したことになり、複製権侵害になる。建築の著作物固有の規定である著作権法2条1項15号ロは、上記のことを確認的に規定したものと解されている。

また、建築の著作物については、著作権及び同一性保持権が制限される(同法46条2号、20条2項2号)。これらの規定により、建築の著作物と同一又は類似するものを建築することは当然許されないが、建築物を写真撮影したり、描いたりすることができ、その写真や絵を商用的に利用することは著作権侵害にならず、また、老朽化による修繕も同一性保持権侵害には当たらないことになる。

2 意匠法による保護

従前、意匠法は、「物品」を保護の対象としており、物品は、有体物である動産と解されていたことから、不動産である建築物は、意匠法による保護を受けられなかった。しかし、令和元年意匠法改正により、「建築物の形状等」が意匠に含まれることになったため(意匠法2条1項)、建築物は、意匠法による保護の対象となった。

意匠法上の建築物に該当するには、①土地の定着物であり、②人工構造物(土木構造物を含む。)であることが必要である¹⁰。例えば、商業用建築物、住宅、学校、病院、工場などの建築物が意匠として想定されている¹¹。意匠登録を受けるためには、通常の意味と同様の登録要件を満たす必要がある。建築物の意匠の実施行為は、「意匠に係る建築物の建築、

使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為」とされた(同法2条2項2号)。

なお、内装についても、意匠法による保護対象となった(同法8条の2)¹²。

3 その他の法的保護の可能性

(1) 商標法

建築物については、立体商標として、商標法による保護の可能性がある。ファミリーマート(登録番号5272518)やコマダ珈琲(登録番号5851632)の店舗外観など、ロゴを伴った著名な店舗について、商標登録されている例もあるが、その登録審査基準においては、建築物、店舗の形状そのものの範囲をでないと認識される場合には、商標法3条1項3号又は6号に該当して登録要件を欠くものとされており、その使用によって識別力を獲得した場合(同法3条2項)以外は、登録が認められない¹³。そのため、建築物がその形状から商標法による保護を受けられる場合は限られている。

(2) 不正競争防止法

建築物のデザインは、商品の形態として、不正競争防止法2条1項3号による保護の対象となり得る。同号は、他人の商品の形態(当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。)を模倣した商品を譲渡等する行為を不正競争として定める。「模倣」とは、「他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すこと」(同法2条5項)であり、ここでいう実質的同一性が認められるのは、いわゆるデッド・コピーのほか、何か相違がある場合でも、その相違がわずかな改変に基づくもので酷似していると評価できるような場合である¹⁴。他人の建築デザインを真似して、「酷似」しているといわれるような建築物をあえて建てることは通常考え難いから、同号による保護を受けられる場合は想定しづらい。グルニエ・ダイン事件第一審(大阪地判平成15年10月30日判タ1146号267頁)では、同号による主張もなされたが、実質的同一性が否定され、形態模倣の主張は退けられている。なお、建築物の一部のみが模倣された場合、部分的な模倣が同号の保護対象になるかどうかが問題となる¹⁵。

(3) その他

京都には、多くの著名な建築物があり、その写真が様々な形で利用されることがよくある。被写体が建築の著作物として保護されるものであっても(寺社仏閣の多くはそもそも著作権が存続して

いないだろう)、そのような行為が著作権法上許容されていることは上記のとおりである。しかし、建築物の所有者や管理者は、所有権に基づく施設管理権を有していると考えられており、そもそも写真撮影を禁止したり、営利目的での写真撮影・利用を禁止するといったルールを設けることが考えられる。そのようなルールを設ける場合でも、相手方が認識していなければ合意にならないため、だれもが認識できる方法で明示しておく必要がある。ルール違反を理由に何らかの請求をする場合に、ルールの明示状況や相手方がそのルールを認識していたか否かなどが問題になり得、請求の可否は事案ごとの個別具体的な判断となる。

第2 建築物の設計図面の法的保護

建築物の設計図面自体も著作権法による保護を受ける。上記のとおり、設計図面に表現されている建物が建築の著作物に該当する場合、建物が実際に完成していなくてもその設計図面に基づき建物を建築する行為は、複製権侵害となる。これは、建築の著作物としての保護である。

一方、建築物の設計図面は、建築の著作物としてではなく、学術的な性質を有する図面として、図面の著作物(著作権法10条1項6号)としての保護を受けられる場合がある。図面の著作物としての保護を受ける図面か否かの判断については、その判断対象を作図上の表現のみとする見解と、作図上の表現に加えて、設計対象の具体的な形状、寸法も考慮する見解がある。建築物の設計図面について、裁判例は、従前より後者の見解に立っている。例えば、知財高判平成27年5月25日は、建築物の設計図面の「創作性は、作図上の表現方法やその具体的な表現内容に作成者の個性が発揮されている場合に認められると解すべきである。もっとも、その作図上の表現方法や建築物の具体的な表現内容が、実用的、機能的で、ありふれたものであったり、選択の余地がほとんどないような場合には、創作的な表現とはいえない」と判示した¹⁶。

このように、図形の著作物としての保護を受けられる場合でも、建築物の作図方法は、敷地・法令・施工主の意向等の制約を受ける場合が多いため、設計図上での表現方法の幅が狭い結果、権利の幅も狭く、事例によってはデッド・コピーのみが著作権侵害になることも多くならざるを得ない¹⁷。

第3 おわりに

上記のとおり、建築物については、様々な法的保護の可能性がある。もっとも、著作権法による保護は、応用美術同様、美的鑑賞性が認められる必要があり、そのハードルは一般的に高い。そのため、意匠登録による保護が採り得る有力な方法となろう。改正後の意匠法が施行された令和2年4月1日以降、住宅についても多くの意匠出願がなされており、主たる出願者は大手住宅メーカーであるが、中には個人の建築事務所による出願も見受けられた。その他の法律については、建築物が有名で、一般に認識されているようなものではない限り、法的保護を受けられる可能性は乏しいと考えられる。

- 1 <https://www.oike-law.gr.jp/wp-content/uploads/sun26.pdf#page=12>
- 2 中山信弘「著作権法」〔第3版〕(有斐閣、2020年)103頁。
- 3 島並良ほか「著作権法入門」〔第3版〕(有斐閣、2021年)51頁。関西では、新梅田シティが裁判所により著作物性が認められた(大阪地決平成25年9月6日)。
- 4 応用美術に関する弊所弁護士の論考として、草地邦晴「応用美術と著作権－知財高裁平成27年4月14日判決を題材に」御池ライブラリー 42号28頁、大瀬戸豪志「幼児用椅子 (TRIPP TRAPP) 事件知財高裁判決とその後の裁判例－著作権法による応用美術の保護」御池ライブラリー 45号31頁。
- 5 前掲注2・104頁。大阪高判平成16年9月29日(グルニエ・デザイン事件)は、「客観的、外形的に見て、それが一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創造性を上回り、居住用建物としての実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となり、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感じ得せしめるような造形芸術としての美術性を備えた場合と解する」としている。
- 6 前掲注3・51頁。
- 7 量産される住宅については、原則として著作物性を否定した上、美的鑑賞対象部分を分離して把握できる場合には当該部分に著作物性を肯定し、オーダーメイドの注文住宅については、美的鑑賞性が認められる限り、そのような分離をせずに著作物性を肯定するという、住宅を量産される住宅とオーダーメイドの注文住宅に仕分けして著作物性を検討する見解がある(高林龍「標準著作権法」〔第4版〕(有斐閣、2019年)57頁)。反対に、両者を区別すべきでないとする見解もある(三村量一「判批」著作権法判例百選〔第6版〕28頁)。
- 8 前掲注3・52頁。例えば、実用性の観点から、老朽化による修繕が必要であり、同一性保持権を主張されるべきでないものであれば、建築の著作物と考えるべきである。
- 9 前掲注3・52頁。
- 10 意匠審査基準第Ⅳ部第2章3.1。
- 11 意匠審査基準第Ⅳ部第2章6.1.1.1。
- 12 建築物や内装のデザインの保護に関する弊所弁護士の論考として、草地邦晴「店舗の外観、内装の知的財産としての保護－意匠法の改正と商標審査基準の改訂」御池ライブラリー 52号31頁。
- 13 前掲注12・31頁。
- 14 東京高判平成10年2月26日判時1644号153頁(ドラゴン・キーホルダー事件)。
- 15 関連裁判例として、東京地判平成17年5月24日判タ1196号294頁(マンホール用足掛具事件)。そのほか、不正競争防止法による保護としては同法2条1項1号及び2号による保護も一応考えられる。
- 16 小坂準記「判批」著作権法判例百選〔第6版〕27頁。
- 17 前掲注2・110頁。